

1

第1章

沿革・目的

- 1.1 計画策定の沿革
- 1.2 計画の目的
- 1.3 委員会の設置と目的
- 1.4 計画の対象範囲と期間
- 1.5 関係する他の計画及び法令
- 1.6 計画の全体像

第1章 沿革・目的

1.1 計画策定の沿革

滝山城は、戦国時代の中頃に北条氏照が居城していた城であり、氏照が八王子城に拠点を移すまでの約60年間存在していた。丘陵の地形を巧みに利用して築かれた中世城郭の跡であり、築城から現在まで数百年の間、遺構はほとんど破壊されることなく、良好に旧状をとどめている。戦国平山城の遺構としては全国でも類を見ないほど良好に旧状をとどめ、地形を利用した縄張が巧みで、戦国時代の特徴的な築城術が随所に垣間見られることから、中世の城郭の規模を知る上で重要な遺跡として、昭和26年に文化財保護法に基づいて国の史跡指定を受けた。

また、滝山城跡は加住丘陵の一角に位置しており、国の史跡指定前の昭和25年には、都立滝山自然公園に指定された。史跡指定後の昭和46年には滝山城跡を含む約56.4haが総合公園として都市計画決定され、昭和61年に都立滝山公園として開園した。

近年では、「日本名城百選」への認定(2008年)、「続日本100名城」への認定(2017年)、「日本遺産」への認定(2020年)がなされ、注目度が高まっており、来園者数は年々増加している。地元の活動として、滝山城跡の魅力向上に向けた維持管理やイベント等も活発に行われており、今後もより多くの方に滝山城跡の魅力を伝えていくための取組を進めて行くことが必要である。

滝山城跡史跡指定範囲の大部分が位置している都立滝山公園は、丘陵地の豊かな自然と戦国の歴史、両方の魅力を都民に提供できる点が貴重な都立公園である。これまで、公園用地の取得や、遺構に配慮した樹林地整備等が進められてきたが、今後さらに開園区域の拡張が計画されており、それに伴って公園整備も促進されていくことが想定される。また、近年の大雨によって斜面地崩落が続いており、対策が必要となってきた。

滝山城跡は東京都の他、八王子市、神社が土地を所有しており、民有地も含まれているが、管理団体が定められておらず、文化財保護法により所有者が史跡の管理及び復旧に当たるものと定められている。そのため、滝山城跡に関係する全ての機関が、共通認識を持って史跡の保存・管理・活用・整備を進めていくことが必要である。

以上のように、滝山城跡全体について、史跡の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握と、それに基づく今後の基本方針、方法を明確にする必要が生じていることから、滝山城跡保存活用計画(以下、「本計画」という)の策定を行うものである。

1.2 計画の目的

本計画の目的は、滝山城跡が有する本質的価値を次世代へ確実に継承していくための方針と方法を明確化することである。

滝山城跡については、史跡指定範囲に都営地と八王子市所有地等が混在しているため、東京都と八王子市の所有等に基づく役割分担や基本的立場について、本計画の中で明確にすることとする。

検討の手順を下記に示す。

1. 史跡の持つ文化財としての本質的価値と構成要素を明確化する。
2. 本質的価値と構成要素を適切に保存・活用していくため、保存・活用・整備・運営体制についての現状と課題を把握する。
3. 現状と課題を改善するための方針と方法を明確化する。
4. 検討にあたっては、自然公園としての位置付けや、豊かな自然環境の保全にも配慮する。

1.3 委員会の設置と目的

(1) 滝山城跡（都立滝山公園）保存活用検討委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験を有する各分野の専門家の指導・助言を得ながら進めていくことが重要であると考え、令和4年度に各分野の専門家による滝山城跡（都立滝山公園）保存活用検討委員会を設置した。保存活用検討委員会での指導・助言を得ながら策定を進める。名簿及び設置要綱は次のとおりである。

(2) 名簿

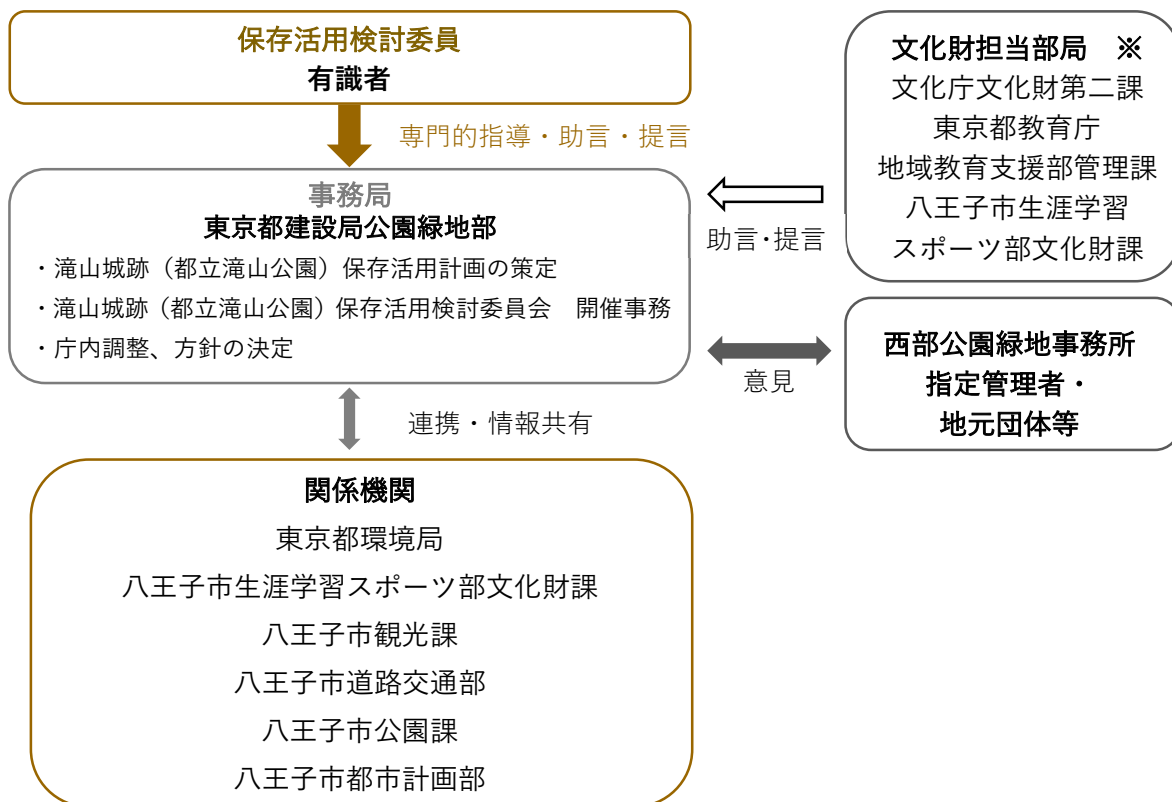
| 氏名 | 専門 | 職歴 |
|-------|---------------|--------------------------|
| 亀山 章 | 造園学、景観生態学など | 東京農工大学名誉教授 |
| 藤田 直子 | ランドスケープデザインなど | 筑波大学芸術系教授 |
| 浅倉 直美 | 日本中世史 | 駒沢大学文学部准教授 |
| 齋藤 慎一 | 日本中世史 | 東京都江戸東京博物館専門調査員 (学芸員) |
| 加藤 哲 | 日本中世史 | 八王子市文化財保護審議会副会長 |
| 紺野 英二 | 博物館学、考古学 | 立正大学文学部専任講師 |
| 田中 邦熙 | 土木工学、都市計画など | 前木更津工業高等専門学校教授 |
| 大澤 敬之 | 地域の代表 | 滝山城跡文化協会会長 |

(3) 目的

史跡滝山城跡の保存活用計画の策定にあたり、その内容について有識者から意見を聴取し検討することを目的とし、滝山城跡（都立滝山公園）保存活用検討委員会を設置する。

(4) 検討会の設置

史跡滝山城跡における、文化財的価値の保存と次世代に渡る利活用の考え方を整理する本計画の策定を目指し、以下の体制で検討した。



史跡滝山城跡保存活用計画策定にあたり、令和4年11月～令和6年1月にかけて全4回の検討会、令和4年3月に現地見学会を行った。

表 委員会の開催時期と主な議事項目

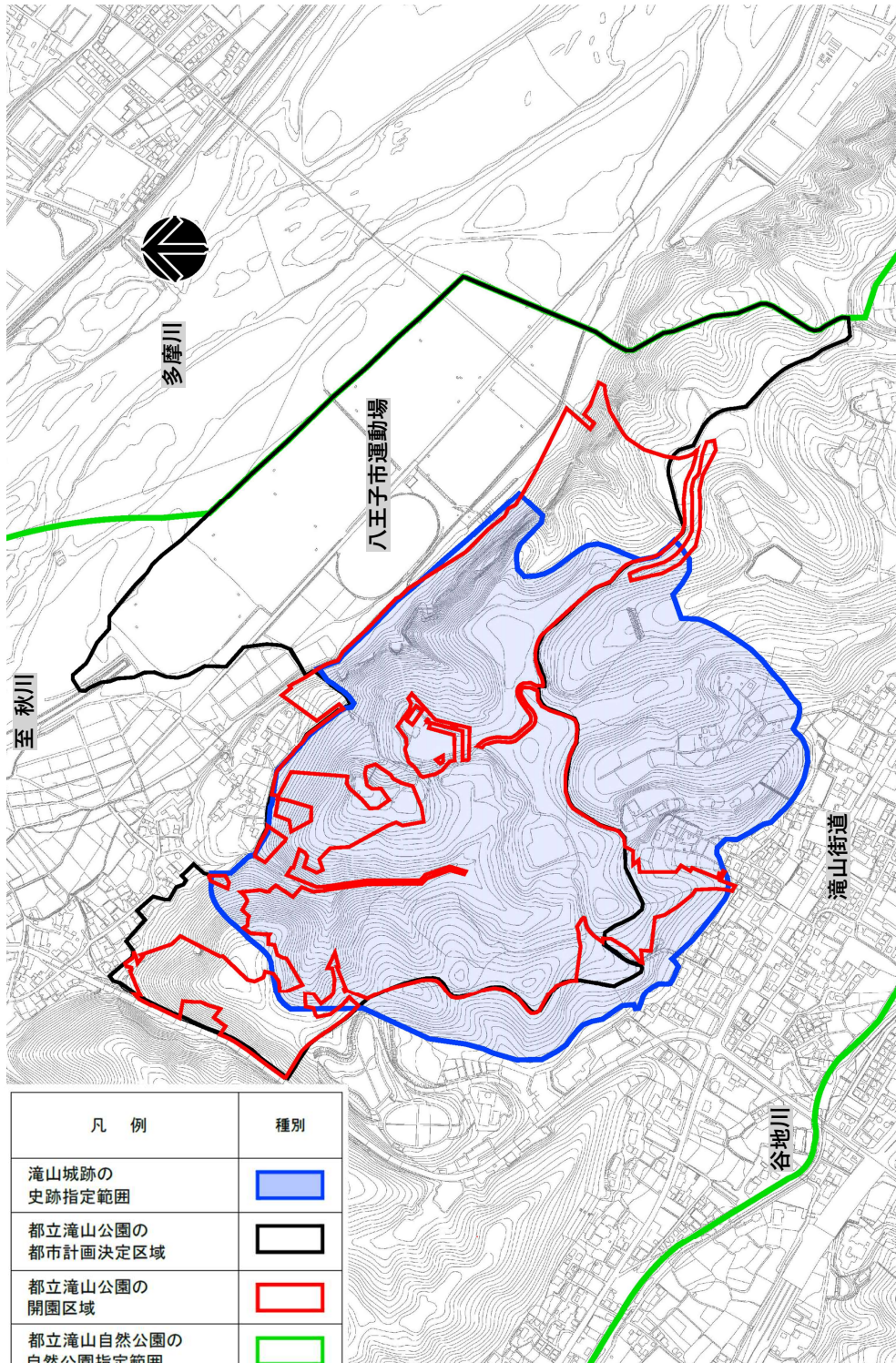
| 開催時期 | 主な議事項目 |
|-----------------|-------------------------|
| 第1回(令和4年11月28日) | 史資料・基礎事項の把握、本質的価値の検討 |
| 第2回(令和5年2月27日) | 現状・課題整理、大綱・基本方針の検討 |
| (令和5年3月6日) | 滝山城跡現地見学会 |
| 第3回(令和5年8月21日) | 保存・活用・整備の検討 |
| 第4回(令和6年1月15日) | 運営の検討、取りまとめ、保存活用計画(案)審議 |

※以下「文化財担当部局」は、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課、八王子市生涯学習スポーツ部文化財課を示す。

1.4 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

本計画は、史跡滝山城跡の指定範囲を対象とする。計画策定においては、史跡指定範囲の外にも滝山城跡を構成する要素（遺構）があることを鑑みて検討を行った。



(令和4年4月1日現在)

図：史跡指定範囲

(2) 計画期間

本計画の対象期間は、令和6年(2024)4月1日～令和16年(2034)3月31日の10年間とする。

1.5 関係する他の計画及び法令

1.5.1 都市計画及び法令

(1) 滝山公園の都市計画情報

滝山城跡の位置する滝山公園の都市計画情報は下記である。

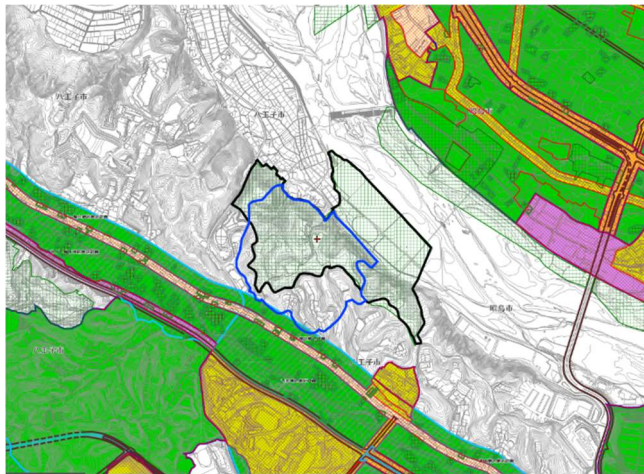
- ・ 名称 : 八王子都市計画公園第5・7・1号滝山公園
- ・ 位置 : 八王子市高月町地内
- ・ 面積 : 56.4ha
- ・ 種別 : 総合公園
- ・ 決定告示 : (当初) 昭和46年11月9日 東京都告示第1232号
- ・ 開園日 : 昭和61年6月1日
- ・ 開園面積 : 321,055.62㎡(令和5年11月現在)
- ・ 公園種別 : 総合公園
- ・ 所在地 : 八王子市高月町、丹木町2、3丁目

参考:「滝山公園マネジメントプラン」R4.3 p.53-4,53-6 に加筆

(2) 用途地域など

滝山城跡を含む一帯は、各種計画に基づきながら、関連法令により規則・誘導が図られている。史跡指定地内は、文化財保護法により保護の措置が図られているほか、都市計画法上の市街化規制の網がかけられる市街化調整区域に含まれるとともに、滝山公園一帯は自然公園法や首都圏近郊緑地保全法の規制区域内に指定されるなど自然地を対象とする関係法令、建築基準法や景観法や屋外広告物条例(八王子市)による許可・届出制度により一定の規制がかけられており無秩序な開発がなされぬよう保護の措置が図られている。以下に、滝山公園に関連する法規制を列挙する。

- | | |
|--------------|---|
| 【都市計画法】 | 都市計画公園である。 市街化調整区域内にある。 周辺に都市計画道路がある。 |
| 【都市公園法】 | 都市公園である。 |
| 【自然公園法】 | 自然公園の区域内にある。 |
| 【景観法】 | 東京都景観計画、八王子景観計画の対象区域にある。 |
| 【首都圏近郊緑地保全法】 | 近郊緑地保全区域の区域内にある。 |
| 【生産緑地法】 | 周辺に生産緑地地区がある。 |
| 【文化財保護法】 | 史跡滝山城跡の史跡指定区域がある。 |
| 【土砂災害防止法】 | 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域がある。 |

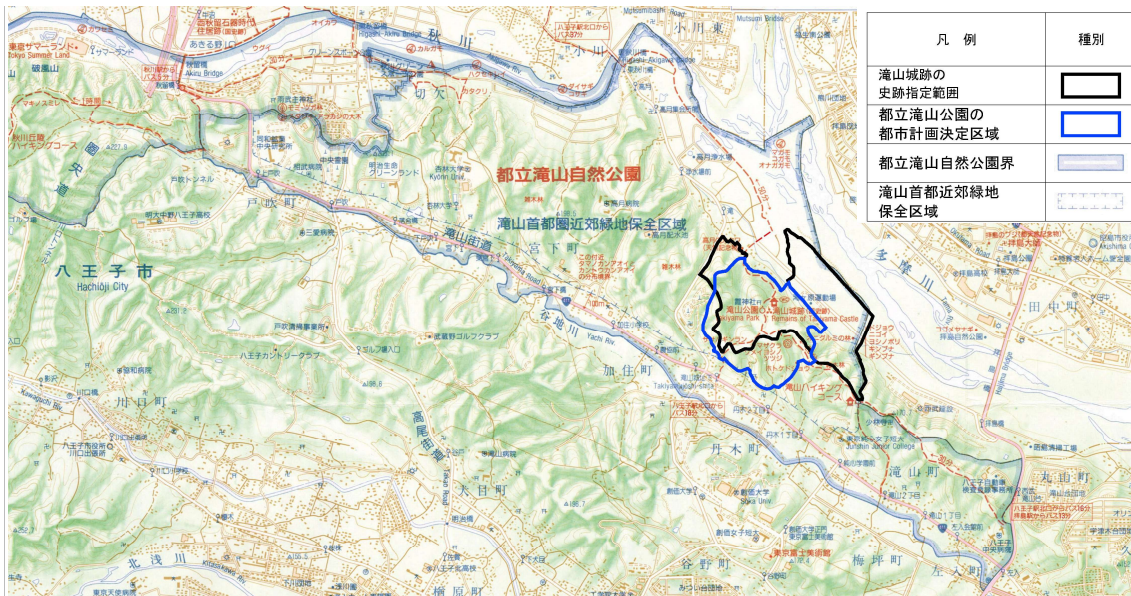


| 凡例 | 種別 |
|-----------------|----|
| 滝山城跡の史跡指定範囲 | |
| 都立滝山公園の都市計画決定区域 | |

図：都市計画情報図

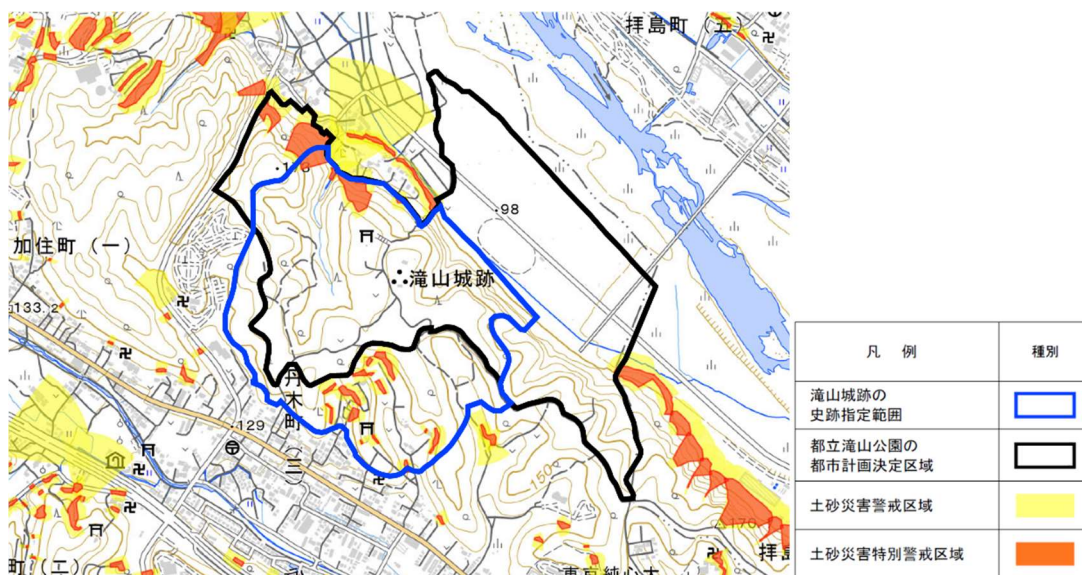
出典：東京都都市整備局 都市計画情報等インターネット提供サービス（史跡指定範囲、都市計画決定区域、凡例を加筆）

| 都市計画情報 凡例 | | | |
|------------|------|--------------|------|
| 種別 | 表示 | 内容 | 略称 |
| 用途地域 | | 第1種低層住居専用地域 | 1 低 |
| | | 第2種低層住居専用地域 | 2 低 |
| | | 第1種中高層住居専用地域 | 1 中 |
| | | 第2種中高層住居専用地域 | 2 中 |
| | | 第1種住居地域 | 1 住 |
| | | 第2種住居地域 | 2 住 |
| | | 準住居地域 | 準 住 |
| | | 近隣商業地域 | 近 商 |
| | | 商業地域 | 商 業 |
| | | 準工業地域 | 準 工 |
| | | 工業地域 | 工 業 |
| | | 工業専用地域 | 工 専 |
| | 高度地区 | | 高度地区 |
| 防火・準防火地域 | | 防火地域 | - |
| | | 準防火地域 | - |
| 特定街区 | | 特定街区 | - |
| 都市再生特別地区 | | 都市再生特別地区 | - |
| 特定防災街区整備地区 | | 特定防災街区整備地区 | - |
| 風致地区 | | 風致地区 | - |
| 特別緑地保全地区 | | 特別緑地保全地区 | - |
| 生産緑地地区 | | 生産緑地地区 | - |
| 都市計画道路 | | 都市計画道路 | - |
| 優先整備路線 | | 都施行優先 | - |
| | | 区市町施行優先 | - |
| | | その他施行優先 | - |
| 特定整備路線 | | 特定整備路線 | - |
| 都市高速鉄道 | | 都市高速鉄道 | - |
| 都市計画公園・緑地 | | 都市計画公園・緑地 | - |
| 防災街区整備事業 | | 防災街区整備事業 | - |
| 地区計画 | | 地区計画 | - |
| 防災街区整備地区計画 | | 防災街区整備地区計画 | - |



図：都立滝山自然公園、滝山首都圏近郊緑地保全区域の範囲

出典：多摩自然情報地図（東京都環境局）（史跡指定範囲、都市計画決定区域、凡例を加筆）



図：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

出典：東京都建設局 土砂災害警戒区域等マップ（史跡指定範囲、都市計画決定区域、凡例を加筆）

1.5.2 関連計画

(1) 史跡文化財に関わる動向

史跡文化財の位置付けについては、近年の少子高齢化といった社会情勢の変化を受けて、地域全体が総がかりとなった文化財保護に取り組む必要があるとの認識がなされ、平成31年に文化財保護法が改正・施行された。この改正で、保存活用計画は文化財保護の基本となる法定計画として明確に位置付けられた。

【主な根拠法令】：文化財保護法

| 年度 | 史跡等の関連施策や法改正 |
|-----|--|
| H27 | ■「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業」（文化庁文化財部記念物課H27.3） |
| H30 | ■「文化財保護法の改正」（文化庁H30.7 改正） ■「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁H31.3） |
| R4 | ■「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁R5.3） |

(2) 主な関連計画一覧

本計画に関連する、東京都・八王子市等の各種計画とその根拠となる法令等は下表のとおりである。

【根拠となる法令等】：文化財保護法● 都市計画法● 都市公園法● 自然公園法● 景観法●
その他(都市緑地法、環境基本法等)●

| 年度 | 東京都の関連計画 | その他の関連計画 | 備考 |
|-----|--|---|--|
| H12 | ■「緑の東京計画」（東京都環境局H12.12）●●● | | |
| H27 | ■「東京の自然公園ビジョン」（東京都環境局H29.5）● | ■「都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）」（八王子市 都市計画部土地利用計画課H27.3）● | ■『日本名城百選』への認定（H20） ■『続日本100名城』への認定（H27） |
| H30 | ■「東京都景観計画」（東京都都市整備局H30.8）● | ■「八王子市景観計画」（八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課H30.9）● ■「第2次八王子市環境基本計画 改訂版」（八王子市環境部環境政策課H31.3）● | |
| R2 | ■「都市計画公園・緑地の整備方針」（東京都都市整備局R2.7）● ■「緑確保の総合的な方針（改訂）」（東京都都市整備局R2.7）● | ■「八王子市歴史文化基本構想」（八王子市教育委員会R2.1）● ■「八王子しみどりの基本計画」（八王子市 環境部環境保全課R2.3）● | ■日本遺産への認定（R2.6）● |
| R2 | ■「都市計画区域マスタープラン」（東京都都市整備局R2）● | | |
| R4 | | ■「八王子市文化財保存活用地域計画」（八王子市文化財課R4.7）● | |
| R5 | | ■「八王子未来デザイン2040」（八王子市総合経営部経営計画課R5.3）● | |

1.6 計画の全体像

(1) 計画の位置付け

平成 30 年の文化財保護法の改正により、国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化された。「史跡名勝天然記念物保存活用計画」は、管理団体又は所有者が作成し、文化庁の認定を受けることができる。滝山城跡は管理団体が指定されていない。所有者が作成する場合は、史跡指定範囲の全ての所有者の同意が得られないと認定はできないとされており、滝山城跡は所有地以外に、八王子市の所有地及び民有地が混在し、史跡指定範囲の全ての所有者の同意を得ることが困難であるため、本計画は文化財保護法による文化庁長官の認定は受けずに、行政計画として策定する。文化庁は、平成 27 年 3 月に「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」を作成しており、これにより保存と活用が保護の両輪であり、双方の好循環が史跡等の保護により肝要であること等が確認された。本計画を、文化財保護の両輪となる保存と活用を盛り込んだ行政計画として策定することで、保存・活用の考え方や所有者等が主体的に取り組む範囲が明確となること、文化財の保存・管理の的確性が向上し、必要な諸手続などが分かりやすくなること、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等において共通の認識となり、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。

(2) 計画の構成

平成 30 年の文化財保護法の改正を受け、平成 30 年度に文化庁の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存地域活用計画・保存活用計画の策定等に関する指針」が示されている。その後の令和 4 年度の「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針（令和 5 年 3 月）」（以下、文化庁指針）を受け、「史跡滝山城跡保存活用計画」の構成と掲載内容は以下とする。また、本計画を構成する各章の概要とそれぞれの関連性について次頁に示す。

- ・ 文化財の基本情報と計画区域などの計画概要
- ・ 史跡の本質的価値と構成要素
- ・ 現状・課題（保存・管理、活用、整備、運営体制）
- ・ 大綱・基本方針
- ・ 保存・管理の方向性、活用の方向性、整備の方向性等

表 計画の構成と全体像

